

〈資料〉

## 子の監護・面接をめぐる 親の裁判所侮辱

——カナダの西部5州について——

村 井 衡 平

筆者はこれまで、カナダにおける子の監護および面接をめぐる生じていくつかの問題について考察を加える機会があった。本稿ではとくに子をめぐる監護・面接に関して生じてくる「裁判所侮辱（Contempt of Court）の問題に注目したい。末延三次著「英米法の研究」の下巻、597頁以下に、「イギリス法における裁判所侮辱の史的背景」と題する論稿で次のように説明される。それによれば、「英米に裁判所侮辱という観念が存在し、裁判所がある種類の行為を侮辱とみなして制裁を加えることは、同法制における一特色に値する。すなわち、法廷における侮辱行為、公正な裁判の進行を妨害する行為、裁判所の発する適法な判決・命令に対する違反および出版による侮辱に対し、裁判所はこれらを裁判所侮辱としてそのあるものに対しては、通常の訴訟手段によるほか、英米伝統の陪審を用いない即決処分により、みづから審理し、法の定めのない場合は自分の相当と考える罰金・禁錮またはその両者を併せ科しうる事実は、事の善悪を問わず、英米に一異彩としてじつに他にその例を見ないものである」と説明されている。

これをカナダについてみれば、John. A. Yogis 著、「Canadian Law Dictionary」（1985年）は50頁において、裁判所侮辱について次のようにいう。すなわち、「順序定しい裁判を妨げたり、それに干渉しようとした

り、または裁判所の尊厳を傷けたり、その権威を損うことを目的とする作為または不作為をいう。カナダにおいては、侮辱が存在する。その1つは連邦刑法典（1970年）第34章にみられる制定法上の侮辱（刑罰）と各州の制定法のうちに明確に参照される犯罪がこれである」という。

幼い子を対象とする監護または面接の問題について、裁判所によって具体的に定められた方法に従うことなく、子のための扶養料の支払いを怠ったり、遅らせるとか、面接の具体的な方法を定めた判決に従わず、面接を遅らせたり、全く阻止したりする行為がこれに該当しよう。このような行為がここにいう裁判所侮辱である。本稿においては、まずこの問題についてのリーディング・ケースとされるイギリスの判例をみたのち、カナダ諸州・とくに西部の五州について、子の監護または面接の問題を通して裁判所侮辱が現われた判例を紹介することとする。

## イギリス

### Hadkinson v. Hadokinson 事件 1952年

All E. R. vol. 2—p. 567.

管轄権のある裁判所によって、ある人に対し、またはある人に関してなされた命令は、その命令が履行されないとき、または履行されるまで、それに従うのがすべての人々の明白かつ無条件の義務である。このような性質をもつ義務は、それに違反することから、通常、2つの結果が生じよう。1つは裁判所の命令に従わない人は、（ここでは手続上の事項に関する命令の不服従を考えているのではない）裁判所侮辱—Contempt—であり、拘禁・逮捕または他の方法で処罰されるであろう。第2に、彼が自分自身で裁判所侮辱の償いをしてはじめて、裁判所への申立が維持されなくなろう。

カ ナ ダ

ブリティッシュ・コロンビア州

① **Turner v. Turner** 1966年 事件

D. L. R. 2d. vol. 59. p. 277.

妻は別居後に、「対等の未成年者監護法」(the Equal Guardianship of Infant Act)のもとで手続を開始し、彼女は子を州外に移動させないという条件のもとに、子の監護を認められた。彼女は子をカリフォルニアに連れて行った。夫は裁判所侮辱を理由に拘禁命令および子の監護を彼に与える命令を得た。彼は子をカリフォルニアから誘拐し、B. C. 州に連れ戻した。妻はB. C. 州において、夫に対し子の監護を求める訴訟を開始した。夫は手続の全部または監護に関する手続の部分の削除を求めた。

裁判所はこれに対し、次のように判断している。すなわち、裁判所に取消の争点に関する命令を求めることができる。既判事項(Res Judicata)の原則は、監護に関するすべての証拠が十分に存在しない場合に適用しないけれども、妻は本件の手続において、当初になされた監護命令の破棄を求めることはできなかった。さらに、妻の当初の手続において、裁判所侮辱をしており、それが一掃されるまで、監護の問題に関して審理されることはないであろう。

② **Griegen v. Griegen** 1972年 事件

R. F. L. vol. 9. p. 114.

裁判所侮辱の手続は、準刑事的なものであり、いずれにしても、当事者間の訴訟を形成するものではない。侮辱の手続は、控え目に、正義を防る目的で利用されるべきである。感情的に乱れていたため、彼女の行為が直接に裁判所の命令に反するものであることを知ることはできなかったことを罰するのを裁判所は辞退した。

③ **O'Byne v. Kovesecc** 1986年 事件

R. F. L. 3d. vol. 2. p. 104.

面接命令は、それに従わなければならない裁判所の命令である。くり返して面接の準備をせず、将来に向って面接の準備することを拒否する妻は、裁判所侮辱と認定され、罰金を課せられるか、または拘禁されるであろう。

④ **R. v. Petropoulos** 1990年 事件

R. F. L. 3d. vol. 29. p. 289.

地区裁判所は、父に息子の単独監護を、母には特定の面接を認めた。命令は、子を裁判所の命令または母の合意なしに、州外に移すことを禁止した。父は故意に子をオーストラリアに連れて行った。この行為は、合法的に子を世話し、または手許にしている人から子を奪う意思で、刑法第252条のもとで監護命令に違反したとして、有罪と認定されたので、父が控訴した。

裁判所は控訴を斥け、次のように判断している。すなわち、管轄区域から子を移動させることを制限する規定は、刑法第282条の意味において、「監護」の規定であった。母は第282条の意味において、子を“合法的に世話する責任”を与えられていた。なぜならば、この命令は母に子の居場所を現実的に移動する権利を与えていたからである。父の行動は彼が母から、命令のもとでの彼女の権利を奪うことを意図していたからである。したがって、控訴は棄却される。

⑤ **G. (M. G) v. T. (C)** 1992年 事件

R. F. L. 3d. vol. 42. p. 284.

子の父母は婚姻しておらず、同居しているにすぎない。子は母と生活を共にしている。父は監督付きの面接を認められ、子の毎月の扶養料を支払っている。面接のための監督員が任命され、裁判所への申出によっ

### 子の監護・面接をめぐる親の裁判所侮辱

でのみ解任されることができ。母は裁判所の任命した監督員を一方的に解任し、他の人に代えた。新しい監督員は裁判所によって承認されなかった。母はまた定められた面接の計画に干渉した。父は母が裁判所を侮辱しており、母が父の面接を拒否した日以降の扶養料の支払いを遅延している事実の認定を求めて提訴した。

裁判所はこれに対し、請求の一部を認め、次のように判断している。すなわち、証拠によれば、母は事情を知りながら、故意に、面接に関する命令に従わなかった。その結果、彼女は裁判所侮辱と認められた。申立は弁護士が適切な処罰を仲裁付託合意するまで延期された。子の扶養料の遅延は適切でなかった。なぜならば、かかる処罰は親の行為のために子を罰することになるからである。子の扶養料を支払う義務は、処罰される非行と関係なく継続されるべきである。

#### ⑥ M. (R) v. M. (C) 1996年 事件

10-24

(McLeod. Child Custody Law—and praetice. 2006)

11才の娘の母は共同監護命令のもとで、娘の世話および監督を続けていたが、4カ月の間、父が子と面接するのを拒否した。母はまた父の共同監護としての権利を否認し、彼に相談することなく物事を決定した。父の申し出た警察の手を借りる子との面接は、子の最善の利益ではなかった。かかる手続は、子を精神的に傷つける。母は父に子との面接を認める命令に従わず、子が面接に行くように勇気づけることもしなかった。裁判所侮辱の申立は、母にそれに従う機会を与えるために延期された。

#### ⑦ Halas v. Halas 1998年 事件

10-14

父は子が彼を訪問できるように、航空券を母に送った。しかし、子は彼の母の許に留まることを慫し、母も子を父の許に行かせなかった。父

は、もし母が航空券のキャンセル料を支払うならば、面接の取消に同意するというのが、母はたとえ子が行かなくともキャンセル料は支払わないと拒否した。裁判所は母が面接命令に故意に従わなかったと認め、父の面接の準備をしなかったことを裁判所侮辱と認めた。

母が控訴し、それが認容された。面接命令は、面接が空路によって行われることをとくに認めてはおらず、母がそのための準備をすべきことも命じてはいない。裁判所の見解によれば、考えを明白に表示されていない裁判所命令の条項に従わないことによって、彼等の自由を失う危険にさらされるべきではない。本件における証拠は、母の側が故意に従わなかったことを立証する証拠として充分でない。さらに、面接命令にはじめて従わなかったことを理由に裁判所侮辱を認定するのは適当でなかった。

## アルバータ州

### ① **Munz v. Munz** 1934年 事件

15-123

父は子に関する仮の監護命令およびその後の裁判所侮辱を認める判決を不服として控訴した。当事者はすべてオーストリア国籍であった。彼等は家族単位でアルバータに居住したことはなかった。本件の監護訴訟が母によって開始されたとき、子がアルバータに居たことは、彼が母によってオーストリアから、控訴人である父の合法的な監護から内密に移されたからである。父がアルバータに居ることは不本意なものであり、バンクーバーにおける監護の間に、刑法典のもとで課せられた責任（その後に取り消された）によるものであった。彼はその後、子をオーストリアに連れて行き、仮の監護命令に従って子をオーストリアにいる母に引き渡すことを拒否した。

裁判所はこれに対し、仮の監護命令および裁判所侮辱を取り消し、次のように命じている。すなわち、子および父の双方がアルバータに実在

## 子の監護・面接をめぐる親の裁判所侮辱

していることが上記のような手続による結果であるとき、アルバータに裁判管轄権があることをめぐる訴えは、根拠のない不確実なものであったから、管轄権の行使は辞退される。

### ② Casement v. Casement 1987年 事件

R. F. L. 3d. vol. 9. p. 169.

夫婦は1983年に別居したとき、17才、14才、9才の3人の子がいたが、母の許に残された。1985年の離婚判決は、父に子との面接を認めたが、父は2回、精神医師の事務所で子と会ったのみである。1986年1月、父は子の監護および面接を請求した。母は裁判所に対し、面接を促進する旨を保証し、子は母の許に残され、カウンセリングが命じられた。子は一度だけカウンセリングに出席し、彼等は父と会う意思はない旨をのべた。母は子がカウンセリングに出席しないよう阻止したことはないと否認したが、しかし彼女は命令に従って子をカウンセラーの事務所に連れて行くことはなく、命じられたカウンセリングおよび面接を促進したり、支持したりしなかった。

父は監護の変更を請求し、これこそが彼等の両親との間の関係を確保する唯一の方法であると主張した。

裁判所はこれに対し、子の監護を維持し、子の扶養料の支払いを促進し、次のように判断している。すなわち、監護・面接を強制するための唯一の手段が当事者の一方の行為によって達成されないとき、裁判所は無力であるとみなされることはできない。面接が監護権によって減じられたり、阻止されるとき、それを理由として、子の面接を一方が減少させたり、消滅させることはできない。しかし、裁判所は最後のよりどころとして、かかる命令をすることができる。

③ F. (E) v. S. (J. S) 1995年 事件

R. F. L. 4th. vol. 14. p. 286.

裁判所の命令により、母は予め父の書面による同意または裁判所の命令がなければ、子を他に移動させることを禁止されていた。その後、監護および面接の問題が裁判所に係属中に、父は子の1人と「監督付きの面接」—Supervised Access, 他の子とは「監督なしの面接」を許された。母は直ちに面接命令を請求することなく、子を伴って州を去った。父は自分が子と面接できるよう、母に対して子を連れ返すよう命令を得たが、母はそれに従わなかった。母は裁判所侮辱と認定され、子を福祉当局に引き渡すよう命じられた。

母は面接命令および裁判所侮辱の認定に対して控訴し、子を州に連れ戻すことを拒否した。

裁判所は控訴を斥け、次のように判断している。すなわち、子および母はいぜんとして州外にいて、母は子を州に連れ戻して父に面会を許すよう命じる裁判所命令に違反している。命令を侮辱する人は、一般的に彼女の企てが除去されるまで、裁判所に救済を求めることはできない。この法則は、子を含む家族法の問題が争われているとき、より一層、適用される。母は自分がそれによって子の最善の利益のために行動していると考えているかも知れないが、裁判所の命令に従わないことは必要でなかった。母が単純に命令に対して控訴していたならば、問題は迅速に解決されたにちがいない。

④ S. (L. M) v. S. (S. J) 1999年 事件

10-12

父は母が子を連れてアルバータに移ることを阻止する命令を請求した。母は父が昼間に子と面接するのに同意しなければ、子の引渡しを拒否するという。母は面接の条項に関する控訴期間の延長を請求し、父は母の裁判所侮辱を主張した。



## 子の監護・面接をめぐる親の裁判所侮辱

裁判所は母が故意に違反するのは侮辱に当ると認定した。さらに加えて、母の行為は審理中の父に対する刑事手続の感情的な緊張によって正当化されることはない。

### サスカчевワン州

#### ① **Rawlinson v. Rawlinson** 1986年 事件

R. F. L. 3d. vol. 5. p. 166.

離婚法および未成年者法のもとで、一連の監護・面接命令がなされたが、面接した妻はそのたびに命令にさからった。妻は裁判所侮辱と認定され、1985年に罰金および費用の支払いを命じられたが、自分の行動を認めようとしなかった。1986年1月、合意による命令がなされ、それにより、妻は夫の子と契約することも、ある不動産の中に入ることも禁止された。妻はくり返して命令に違反した。夫は妻を裁判所侮辱と認める命令を請求した。

裁判所はこれに対し、裁判所侮辱を認め、次のように判断している。すなわち、裁判所侮辱は、これによって不適切な干渉から裁判所の権威を保護するための手段である。妻による裁判所侮辱は、彼女が故意にくり返して命令に従わなかったことによって生じた。罰金を課し、費用の支払いを命じても効果はないであろう。したがって、拘禁することが必要とされる。

#### ② **Kloczko v. Kloczko** 1991年 事件

R. F. L. 3d. vol. 36. p. 424.

裁判所はもしそれが有益な効果をもたらすものでなければ、面接命令に対する裁判所侮辱を問うべきではない。面接命令が不明確なものであれば、適切な方法は命令のもとでの指図を求めるべきであり、他方を裁判所侮辱として訴えることではない。

③ **Smith v. Smith** 1998年 事件

10-14

両親は彼等の子について、合意のもとで共同監護を認められた。すべての重要な事項は共同で決定した。母が子の1人を病氣と称して学校から自宅に連れ帰り、もう1人の子を就学前の学校に登録したりした。父は母が裁判所命令を無視した旨の宣言を求めた。だが、この申立は拒けられた。裁判所によれば、母の行為は、合意にもとづく判決の意味する親の身分に関する重要な判断に関係はない。また、父の提出した証拠は、情報および自分の意見にもとづくものであり、母が裁判所を侮辱したとの申立を受理することはできない。

④ **Flood v. Flood** 2005年 事件

10-2

母は子の監護を与えられ、父は裁判所命令により、監督付きの面接を認められた。父はその後、息子たちについて、定期的な監督付き面接を行った。母はしつこく父が子と面接するのを阻止し、ときとして、父が家に到着するとき、母と子供たちがかくれてしまったりした。父は母が故意に裁判所命令を侮辱したとし、面接命令を強制するよう申し立て、それが認められた。母は今後もし面接を容易にしなければ、裁判所侮辱と認められることを恐れた。両親は互いに息子たちについて不平をいうことによって家族関係を損わないようにすることが不可能になることを示した。両親は機能障害を生じる原因を放散させるために治療的な講習に出席するように命じられた。

マントバ州

① **Yunyk v. Juda** 1986年 事件

R. F. L. 3d. vol. 5. p. 206.

子が面接によって困惑することを主張し、母は面接のための合意命令

### 子の監護・面接をめぐる親の裁判所侮辱

に従うことを拒否した。母はその間、面接に反対したが、子にとって有害とする証拠は何も存在しなかった。父は母に裁判所侮辱を認定するよう請求した。

裁判所はこれに対し、裁判所侮辱を認定し、面接を命じ、次のように判断している。すなわち、裁判所の命令に従うべきかどうか、彼女および彼自身で決定すべきではない。母は命令を侮辱している。裁判所は監護を移転し、または不履行の当事者を拘束することができるが、本件においては、当事者に命令を認識させ、子が非監護親と付加的な面接をする時間を承認するのが望ましい。

#### ② **Harrison v. Harrison** 1986年 事件

R. F. L. 3d. vol. 1. p. 461.

面接を否認する妻に対する裁判所侮辱の手續において、妻は子の世話をする専門家によるさらなる証拠が提出されるまで、手續を延期するよう請求した。

裁判所はこれに対し、延期を認め、次のように判断している。すなわち、申立が誠実なものであったとしても、もし侮辱が認められるならば拘禁されることもあり得る。したがって、すべての関係する証拠を提出する機会をもつことが重要である。同様に、事件は生きた声 (*viva voce*) を聞く機会をもつことが望ましい。事件の審理は、爾後、財産および扶養に関するすべての争いを解決するまで、延期されるべきである。妻はすべての事情を開示するよう命じられ、費用は夫に負担させる。

#### ③ **Harrison v. Harrison** 1987年 事件

R. F. L. 3d. vol. 10. p. 81.

夫婦は1984年に別居し、同87年に子の監護および面接を含めてすべての未解決の問題を解決した。離婚訴訟に含まれた合意にもとづいて、父は子と特定の面接を認められたが、母は故意に面接を否認した。父は母

が裁判所を侮辱していると主張し、監護を変更する命令を請求した。

裁判所はこれに対し、もし面接が認められるならば、父は扶養料の支払いを止める権利があるとし、次のように判断している。すなわち、子および彼等の父は正常な関係にあった。母を協力させる唯一の方法は扶養料の支払いを延期することである。もし彼が子との面接を否認されたならば、扶養料の支払いを延期する権利があった。

④ **Paton v. Shymkiw** 1986年 事件

10-11

父は6才の子との監督付き面接を4回にわたって実行しようと試みたが、子は父と会うことを拒否し、4回目には警察の協力を得るまでになった。あるとき、母は子に対し、もし父に会いたくなければ行く必要はない旨を告げ、子はこのことを父に伝えた。また、別の機会に子は父に面接について5週間以内に返答するといった。子の年齢を考え、裁判所は誰かが子に面接を拒否させるように働きかけていると認定した。子が面接を拒否するように母が継続的に動いていることは、裁判所の面接命令を破っており、子の最善の利益のためになされたものではなかった。利用できるすべての救済手段のうち、母に対し、父が面接を実行するために使用した費用を母が支払うよう命令するのが最も適切である。

⑤ **Mac Naughton v. Mac Naughton** 1998年 事件

10-18

父は母が合意にもとづく子との面接命令を侮辱した事実を認定するよう、裁判所に請求した。35回にわたる子との面接のうち、11回は子が面接できないようにし、また5回にわたり、週末を完全に利用できなくした。母は命令に故意かつ持続的に違反したがゆえに、裁判所侮辱と認定された。母は200ドルの罰金に処せられ、“子供のために”として知られる「家族調停サービス」によって提供されるプログラムに出席するよ

う命じられた。

⑥ C. (A. J) v. G. (A) 2002年 事件

10-1

父は暫定的な方法として、子に対する監督付きの面接を認められた。母は子が父と面接することを拒否した。父は母が裁判所の命令を侮辱したと申し立て、それが認められ、父が子と面接するのが子にとって最善の利益であるとされた。父は子の出生以来、4年間、子と面接しておらず、彼の感情を制御することが困難であった。監督付きでない面接が開始されるに先立って、6カ月間の監督付き面接が行われるべきである。もし母が自分の住む町において監督付きの面接を用意できるならば、子を父の住む町に毎週旅行させるよりは、その方を選ぶことができる。

オンタリオ州

① H. v. H 1976年 事件

R. F. L. vol. 29. p. 200.

子は父の許を去って監護者である母の許に帰ることを拒否した。母の提起した裁判所侮辱の請求は斥けられた。子が母の許で生活するのを拒否したのであれば、父の側の裁判所侮辱はあり得ないからである。

② Genua v. Genua 1979年 事件

R. F. L. 2d. vol. 12. p. 86.

1978年6月27日に、「遺棄された妻子の扶養に関する法律」(The Deserted wives and Children's Maintenance Act)に従って、婚姻による子の監護は母に、子との面接は父に認められた。父は扶養命令の強制を請求した。

裁判所はこれに対し、父の請求を斥け、次のように判断している。すなわち、手続は裁判所侮辱の性質を有していた。裁判所法改正法の第37

条は、地区裁判所に、“遺棄された妻子の扶養に関する法律”のもとでなされた命令を適用することを認めている。裁判所が申立人の利益のために介入するためには、証拠は明白であり、かつ、まぎらわしいものであってはならない。内面には人間の感情が含まれているがゆえに、一般的な裁判所の手続の厳格さはいくらか修正されなければならなかった。記録により、母が故意に面接命令に干渉したことの満足は得られなかった。

③ **Cillis v. Cillis** 1980年 事件

R. F. L. 2d. vol. 20. p. 208.

夫婦間に9才から6才までの4人の娘がいた。母は子を家庭で教育し、子は互いに母とのみ結びついていた。公的監護者（Official Guardian）の見解によれば、夫婦および子の間の将来の関係について重要な命令をするのに必要な証拠が裁判所に提供されるにちがいないと考えた。夫はアセスメントにとりかかる準備をしたが、妻は彼女および子のためにそれを拒否した。妻は夫の面接を拒否し、扶養料の増額を請求した。夫は反訴により、妻が面接および関連する救済を拒否していることを理由に、裁判所侮辱として拘留する命令を発するように請求した。

裁判所はこれに対し、アセスメントが行われるまで、妻の手続を停止し、次のように判断している。すなわち、公的監護者はそのために任命された子のための後見人（Guardian ad Litem）である。妻に対するすべての手続を停止することは裁判所法の第18条に従って命じられた。夫によるすべての支払い、係属中のアセスメントの完成のうえで償わされるべきである。

④ **Martinez v. Martinez** 1984年 事件

R. F. L. 2d. vol. 40. p. 325.

裁判所命令により、夫はいくつかの条件のもとで、彼の息子と面接す

### 子の監護・面接をめぐる親の裁判所侮辱

ることを許された。その1つは、妻の居所に行ったり、近づいたりしないことであった。夫は命令の事項について合理的な説明をうけていた。ところが、夫は午前2時に妻のアパートに入った。彼は怒っており、妻の身体をすりむくような暴力を加えたので、居住者が彼を立ちのかすために強制力を加え、終局的には警察が介入することになった。妻は夫が面接命令を侮辱したと主張し、命令の終了を請求したが、夫は審理に出席しなかった。

裁判所はこれに対し、夫の裁判所侮辱を認定して45日間拘禁し、面接命令を終了させ、次のように判断している。すなわち、監護・面接および裁判所侮辱の争点に関して、裁判所はゆっくりと、注意深く、事実認定に進んでいる。当事者間の争いを解決するために利用できる方法を用いており、唯一・最終的な手段として裁判所侮辱を認定した。母と生活を共にするのが子の最善の利益であった。監護の事件においては、時が重要であり、手続をおくらし、合意にさからって母子に重大な感情的危害を加えることは許されない。したがって、子は母の許に返されるべきである。

#### ⑤ M. (B. P.) v. M. (B. L. D. E.) 1992年 事件

R. F. L. 3d. vol. 42. p. 349.

裁判所侮辱に関する事件において、裁判所は緩和された見解をうけ入れている。母は彼女の関心のゆえに、直接に面接を終わらせようと企ててはならず、父が裁判所侮辱を主張してはじめてそうした。母は善意で行動しており、面接を否認することによって子を保護しようとする彼女の関心が現われている。彼女はわざと裁判所命令に従わないが、彼女は専門家の意見に従ったままであり、また子を保護するためにそうしたにすぎない。

⑥ **Amaral v. Myke** 1992年 事件

R. F. L. 3d. vol. 42. p. 322.

父は子との面接命令を得ていたが、面接に関する不都合な問題を経験していた。母は子の姓を新しい夫の姓に変えるよう請求し、さらに父が子の教師と計画している面談にも干渉した。父は母の裁判所侮辱を申し立てた。

裁判所はこの事実を認定して次のように判断している。すなわち、母は父が彼の子と面接するのを故意に干渉し、また子の学校での情報を得ることを故意に阻止した。母は子との面接に関する父の請求を拒否し、これらすべては命令の条件に違反している。しかし、裁判所は他方の親の面接を拒否した監護親に対して拘禁を命じるには、慎重でなければならない。母は父による子との接触を容易にするよう、学校に手紙を送るべく命じた。さらに加えて、子の姓を変更することを阻止し、最期に母は12カ月手続を延期することを承認され、違反したならば、2,000ドルを支払うよう命じられた。

⑦ **Zivkovic v. Zivkovic** 1994年 事件

10-10

子の監護親である父は、母が裁判所命令によって子と面接するのを認めず、母に彼の住所を知らせず、終局的に子をユーゴスラビアに送り返すことによって、裁判所侮辱と認められた。父はまた母に対し、事実反してアルコール中毒および精神的な問題を主張した。証拠によれば、父と彼のパートナーは子が母に反感を抱くように仕向けた。父は子と共にカウンセリングに出席することによってのみ、裁判所侮辱を承認させることができる。



⑧ **Gordon v. Solmon** 1995年 事件

10-11

裁判所は監護親である母を裁判所侮辱と認定するのを辞退し勝ちである。彼女が子と父との関係を悪化させようと企て、面接を阻止するとしても、監護親は面接を促進する義務がある。最後の手段として単に黙認するだけではすまない。したがって、法律上の正当な原因なしに継続的に面接に干渉する一方の親は、裁判所侮辱と認められるべきである。

⑨ **Ayotto v. Bishop** 1996年 事件

R. F. L. 4th. vol. 24. p. 390.

別居した夫婦には10才未満の子が4人いた。父は1995年にいくつかの救済を求めて提訴し、同年の判決により面接条項が定められた。それ以来、父は22回にわたって子と会うべく企てたが、成功しなかった。母によれば子はつねに面接が可能であるというが、彼等は父の許に行くことを拒否している。母が面接に関して子が抵抗するように仕向けたいくつかの証拠が存在した。1993年5月頃の命令により、母は子が姓を変更するのに反対することを阻止された。父は新しい仕事に移り、今後3年間、カナダを離れることになった。父は、子との面接について裁判所が認めた彼の権利を母が侮辱した事実を認定し、子との面接を認めるように請求した。

裁判所はこれに対し、裁判所侮辱の請求を棄却し、父には子との特定の面接を認め、次のように判断している。すなわち、裁判所侮辱が成立するためには、母の行為は、なされた命令に慎重に、わざと従わなかったか、または命令を無視したことが必要である。証拠は、合理的な疑いを排除することなく、行為を立証しなければならない。しかしながら、裁判所は焦点が狭い技術的な基礎にもとづいて解決されるように努めなかった。申立には裁判所侮辱に関する特別な主張が含まれている必要があった。手続が狭い技術的な原因にもとづいていたのは失敗であった。

⑩ **Folows v. Folows** 1998年 事件

10-13

侮辱は準刑事手続であり、合理的な疑いを残さないように立証されなければならない。母が慎重かつ故意に父の面接権を阻止したことを証拠によって立証することができなければ、母の裁判所侮辱を主張する父の申立は棄却される。子との面接のもつ有害な効果に照らすとき、本件における事実は明白に、面接を阻止するのが子の最善の利益であることを示している。